

**第 9 回
出雲地区合併協議会**

会議資料

**未来と古代が響き合う
日本のふるさと出雲の國づくり**

日 時：平成 15 年 9 月 13 日（土）午後 2 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花 禎 也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	室家隆一	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授] 吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長]		

会長、 副会長

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

各市町合併担当部課長名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
	森脇悦朗	多伎町総務課地域振興室長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町	備考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班	林 辰昭	出雲市	
	金築教治	平田市	
調整2班	原 康正	平田市	
調整3班	小村裕二	斐川町	

第 9 回 出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 15 年 9 月 13 日（土）午後 2 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 出雲地区合併協議会委員等の変更について
- 4 会議録署名委員の指名について
- 5 議 事

（ 1 ） 報告事項

- 報告第 42 号 第 1 小委員会報告について
- 報告第 43 号 第 2 小委員会報告について
- 報告第 44 号 第 3 小委員会報告について

（ 2 ） 議案事項

- 議案第 47 号 財産及び債務の取扱いについて （協議第 38 号）
- 議案第 48 号 公共的団体等の取扱いについて （協議第 39 号）
- 議案第 49 号 各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて
（協議第 40 号 第 1 小委員会付託）
- 議案第 50 号 各種事務事業（防災関係）の取扱いについて
（協議第 41 号 第 1 小委員会付託）
- 議案第 51 号 各種事務事業（保育関係）の取扱いについて
（協議第 43 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 52 号 各種事務事業（学校教育関係その 2）の取扱いについて
（協議第 44 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 53 号 各種事務事業（学校教育関係その 3）の取扱いについて
（協議第 45 号 第 2 小委員会付託）

- 議案第 54 号 各種事務事業（観光商工関係その 2）の取扱いについて
（協議第 46 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 55 号 各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて
（協議第 47 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 56 号 各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いについて
（協議第 48 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 57 号 各種事務事業（上下水道関係その 2）の取扱いについて
（協議第 49 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 58 号 各種事務事業（上下水道関係その 3）の取扱いについて
（協議第 50 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 59 号 各種事務事業（上下水道関係その 4）の取扱いについて
（協議第 51 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 32 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて【継続協議】
（協議第 8 号 新市議会制度検討小委員会付託）

（3）協議事項

- 協議第 52 号 消防救急の取扱いについて （第 1 小委員会付託）
- 協議第 53 号 各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）
- 協議第 54 号 各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）
- 協議第 55 号 各種事務事業（環境関係その 2）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 56 号 各種事務事業（生涯学習関係その 1）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 57 号 各種事務事業（観光商工関係その 3）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）

- 協議第 58 号 各種事務事業（建設関係その 2）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）
- 協議第 59 号 各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）
- 協議第 60 号 各種事務事業（上下水道関係その 5）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）
- 協議第 61 号 各種事務事業（上下水道関係その 6）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）
- 協議第 62 号 各種事務事業（上下水道関係その 7）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）
- 協議第 63 号 各種事務事業（上下水道関係その 8）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）
- 協議第 64 号 各種事務事業（上下水道関係その 9）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）
- 協議第 65 号 各種事務事業（上下水道関係その 10）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）

6 閉 会

次回協議会

第 10 回：平成 15 年 9 月 26 日（金）15:00～18:00 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等の変更について

(1) 出雲地区合併協議会委員の変更

【変更前】

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花 赳 也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授] 吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長]		

会長、 副会長

【変更後】

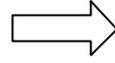
所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花 赳 也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	室家隆一	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授] 吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長]		

(2) 小委員会委員の変更

第3小委員会

【変更前】

	氏 名
大 社 町	小川 峰夫



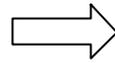
【変更後】

	氏 名
	室家 隆一

新市名称・庁舎検討小委員会

【変更前】

	氏 名
大 社 町	小川 峰夫



【変更後】

	氏 名
	室家 隆一

第9回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第 9 回	斐 川 町	佐 田 町
氏 名		

報告第 42 号

第 1 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 1 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 8 回第 1 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第 8 回 第 1 小委員会開催内容

- 1 . 日時 : 平成 1 5 年 8 月 2 9 日 (金) 13:00 ~ 15:00
- 2 . 場所 : 出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
- 3 . 議題 :
 - (1) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業 (儀式・表彰関係) の取扱いについて」
 - ・各市町の現況の説明を受け、質疑を行った結果、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。
 - (2) 合併協定項目 2 4 「各種事務事業 (防災関係) の取扱いについて」
 - ・各市町の現況、関係法令の説明を受け、質疑を行った結果、調整要旨としては良いが、わかり易い表現に修正すべきとの意見があり、調整方針を一部加筆修正し議案とすることで確認がなされた。

報告第 43 号

第 2 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 9 月 1 3 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 2 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 8 回第 2 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第 8 回 第 2 小委員会開催内容

1. 日時：平成 15 年 8 月 29 日（金）10:00～12:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：

（1）合併協定項目 2 4 「各種事務事業（保育関係）の取扱いについて」

- ・保育料について、新市において少子化対策として更に制度の充実が必要ではないかなどの意見や、階層により負担増となることもあるが、新市の財政負担を考慮し、提案の方針でよいのではないかなどの意見により協議した結果、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。
- ・その他の項目については、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（2）合併協定項目 2 4 「各種事務事業（学校教育関係その 2）の取扱いについて」

- ・理科学習事業については、科学館までの距離や時間の問題など、合併時には全域の児童が利用するのは物理的に不可能な状況ではないかなどの議論をし、基本的に児童生徒の学習機会の公平性に問題が残ることから、新市において速やかに新市全域での理科学習の実施の可否や科学館の利用形態も含め検討すべきとの意見により小委員会としてのまとめを行い、調整方針を一部修正することとした。
- ・その他の項目については、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（3）合併協定項目 2 4 「各種事務事業（学校教育関係その 3）の取扱いについて」

- ・原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

報告第 44 号

第 3 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 9 月 1 3 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 3 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 8 回及び第 9 回第 3 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第 8 回 第 3 小委員会開催内容

1. 日時：平成 15 年 8 月 29 日（金）15:00～18:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
 - (1) 合併協定項目 10 「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」
 - ・審議時間の関係で、全く協議できなかったため、9 月 5 日に小委員会を再度開催し、協議することとされた。
 - (2) 合併協定項目 24 「各種事務事業（観光商工関係その 2）の取扱いについて」
 - ・新市には、出雲大社をはじめとして多くの観光資源があり、これらを生かしながら、近年目覚しく観光客が増加した松江圏域にも対抗できる観光施策が、新市において展開されることを期待し、原案のとおり確認された。
 - (3) 合併協定項目 24 「各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて」
 - ・3 案が提示された家賃調整については、事務局からそれぞれの案について、財政計画への影響額及び住民負担の増減の度合などについて説明を受け、5 年間の負担調整措置が講じられることを勘案し、新市財政計画への影響額が最も少ない「案 1」が適当と確認された。また、その他の項目については、原案のとおり確認された。
 - (4) 合併協定項目 24 「各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いについて」
 - ・上水道事業については、原案のとおり確認された。
 - (5) 合併協定項目 24 「各種事務事業（上下水道関係その 2）の取扱いについて」
 - ・簡易水道事業については、原案のとおり確認された。
 - (6) 合併協定項目 24 「各種事務事業（上下水道関係その 3）の取扱いについて」
 - ・工業用水道事業については、原案のとおり確認された。
 - (7) 合併協定項目 24 「各種事務事業（上下水道関係その 4）の取扱いについて」
 - ・上水道事業及び簡易水道事業に係る事業費補助金等については、原案のとおり確認された。

第9回 第3小委員会開催内容

1. 日時：平成15年9月5日（金）17:00～19:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
 - (1) 合併協定項目10「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」
 - ・ 2市5町農業委員会との意見交換会を受け、各委員の意見交換を行ったが、調整案を決定するには至らず、継続して協議することとされた。
 - ・ 次回は、9月19日を予定している。

議案第 47 号

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

財産及び債務の取扱いについて（協議第 38 号）

合併協定項目 7 . 財産及び債務の取扱いについては、次のとおりとする。

2 市 5 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

議案第 48 号

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

公共的団体等の取扱いについて（協議第 39 号）

合併協定項目 15 . 公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 各市町共通の団体について
 - (1) それぞれの団体の実情や地域特性を尊重しつつ、新市の速やかな一体性の確立が図られるよう調整に努める。
 - (2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
 - (3) 国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- 2 各市町独自の団体について
原則として、現行のとおりとする。

議案第 49 号

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて
（協議第 40 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 名誉市民制度

名誉市民制度については、新市において定めるものとする。なお、現在の各市町の名誉市民及び名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐ。

2 栄典、褒章

表彰制度については、新市において定めるものとする。

議案第 50 号

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて
（協議第 41 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（防災関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 地域防災計画

地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

2 水防計画

水防計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

3 防災無線（有線を含む）

防災無線（有線を含む）については、現行のとおり施設、設備を新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通信体制の確立を図るとともに、新市において防災無線統合システムの構築について検討する。

議案第 51 号

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて
（協議第 43 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（保育関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 保育所施設及び運営等
現行のとおり新市に引き継ぐ。
公立保育所のあり方について、新市において検討する。
- 2 保育料
保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から別表に定める保育料徴収金額表のとおりとする。
なお、経済的負担感の大きい多子世帯の保育料については、次のとおり軽減を図ることとする。
同一世帯から 2 人以上が同時に入所している場合
ア 最も年齢の高い児童は全額とするが、次に年齢の高い児童は、
1 / 2 免除とする。
イ 上記以外の児童は全額免除とする。
第 3 子以降の児童が入所している場合
第 3 子以降の児童の保育料は次のとおりとする。
ア 保育料徴収金額表の階層区分で第 2 階層から第 7 階層に属する場合には保育料を 2 / 3 免除とする。
イ 保育料徴収金額表の階層区分で第 8 階層から第 14 階層に属する場合には保育料を 1 / 2 免除とする。

別表

保育料徴収金額表

(単位:円)

階層区分		階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯		第1	0	0
前年度市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯(第1階層及び第5~14階層を除く)	市町村民税非課税世帯	第2	8,000	5,500
	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	第3	16,000	11,000
	市町村民税課税世帯(所得割あり)	第4	18,000	13,000
第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円未満	第5	21,000	17,000
	15,000円以上30,000円未満	第6	23,000	18,000
	30,000円以上64,000円未満	第7	26,000	20,000
	64,000円以上80,000円未満	第8	28,000	22,000
	80,000円以上120,000円未満	第9	31,000	25,000
	120,000円以上160,000円未満	第10	34,000	28,000
	160,000円以上200,000円未満	第11	39,000	31,000
	200,000円以上300,000円未満	第12	45,000	34,000
	300,000円以上408,000円未満	第13	47,000	36,000
	408,000円以上	第14	49,000	38,000
母子世帯、在宅障害児のいる世帯	第2階層		0	0
	第3階層		15,000	10,000
	第4階層		17,000	12,000

議案第 52 号

各種事務事業（学校教育関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（学校教育関係その2）の取扱いについて
（協議第44号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（学校教育関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 小中学校理科学習事業

小中学校理科学習事業における出雲科学館の施設学習は、現行のとおり新市に引き継ぐが、学習機会の公平性の観点から、合併後速やかに、新市の教育振興に係る事業計画を定める中で調整する。

2 その他の施設利用学習

現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 スクールヘルパー事業

学校現場におけるさまざまな教育課題について、各学校のニーズに応じて児童生徒等への教育的支援が必要である。

新市においては、出雲市におけるスクールヘルパー事業をもとに、次のような教育支援を行っていく必要があり、合併時に新たに制度化する。

地域の人材活用による教育支援

「個に応じた教育」、「開かれた学校づくり」、「地域に根ざした特色ある学校づくり」の観点から、低学年における担任補助の支援、コンピュータ活用、部活動、学校図書館経営等への支援が必要な学校に対して、地域の人材を活用したヘルパー支援。

特別な支援が必要な児童生徒への支援

A D H D や L D 傾向のある児童生徒や不登校傾向の児童生徒等が在籍する学校にあっては、個別のカリキュラムによる学習支援や個別の援助を行うヘルパー支援。

4 スクールカウンセラー配置事業

直接的には県事業であるが、高度で専門的な知識・経験を有する職で絶対数が少なく人材確保が困難なうえに、報酬単価が高く予算上の問題などから、各学校での相談時間には限りがあるのが現状である。

しかしながら、主に心の問題を抱えた児童生徒や保護者、教職員のための教育相談機能の充実はぜひとも必要であることから、県配置のスクールカウンセラーの補完的な役割を担う相談員の配置について、合併時に新たに制度化する。

5 小中学校外国語指導

国際理解を深めるために、英語を中心とした外国語学習の推進は重要であり、小学校の段階から慣れ親しむ必要がある。

J E TプログラムによるA L Tや民間の人材を活用するなど、各市町でそれぞれ内容は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、小・中学校への派遣日数については充実を図る必要があり、新市において調整する。

6 不登校対策事業

不登校及び不登校傾向のある児童生徒に対する相談、指導等の支援を行う「不登校対策事業」として合併時に新たに制度化する。

7 特別支援教育事業

自閉症やL D、A D H D傾向のある児童生徒等に対して、特に専門的な知識や経験等をもとに、特別な教育的支援を行う「特別支援教育事業」として合併時に新たに制度化する。

議案第 53 号

各種事務事業（学校教育関係その3）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（学校教育関係その3）の取扱いについて
（協議第45号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（学校教育関係その3）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 学校給食事業の運営方法
現行のとおり、新市に引き継ぐ。
給食施設については、施設・設備の老朽化、安全衛生基準に配慮し、新市において、統廃合を検討する。
学校給食会は、当面現行のとおりとする。
- 2 給食費
当面は現行のとおりとする。
ただし食材費以外（光熱水費等）の経費は新市の予算で対応する。

議案第 54 号

各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについて
（協議第46号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 2市5町の観光協会については、合併と同時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努める。また、観光協会への運営補助金については、合併と同時に新しい基準を設け、一元化するよう調整する。
- 2 2市5町の観光施設等の使用料及び管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。
- 3 観光施設等の管理運営補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて

(協議第47号 第3小委員会付託)

合併協定項目24.各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 市町営住宅の入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制(申込み順)による選考に統一する。
- 2 市町営住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。
家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大0.3(30%)の中で、設備的条件による係数は0.06に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、0.00~0.12とする。
これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成18年4月1日から最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。
- 3 市町営住宅の家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。
家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。
家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。

- 4 特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制（申込み順）による選考に統一する。
- 5 特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、家賃の減額方式については、平成18年3月31日から廃止する。なお、この場合、廃止後最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。
- 6 特定優良賃貸住宅の家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長5年間減免に係る廃止の適用は除外する。
家賃滞納整理事務処理については、合併時に、平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。
- 7 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 市・町営単独住宅の維持管理及び家賃の調整については、入居者に対する住宅修繕費の負担及び住宅の保管義務並びに公営住宅の家賃との均衡を保持するなど公営住宅に準じた取扱いとなっており、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに住宅マスタープランを策定する。
- 10 公営住宅ストック活用計画については、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに公営住宅ストック活用計画を策定する。
- 11 宅地開発補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市と平田市の制度を基本に新たな宅地開発補助制度に再編する。

12 賃貸住宅建設補助事業については、合併時に平田市の例を参考に新たな賃貸住宅建設補助制度に再編する。

特定優良賃貸住宅家賃対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

各種事務事業（上下水道関係その1）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その1）の取扱いについて
（協議第48号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その1）の取扱いのうち、上水道事業については、次のとおりとする。

1 上水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2市1町で実施又は計画している上水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。

2 斐川町・宍道町水道企業団については、合併時に現行のとおり、企業団における斐川町の地位を新市が引き継ぐとともに、企業団の経営・組織体制について、新市の水道局と密接な連携が図れるよう調整し、新市の水道事業と水道企業団との間で、水道料金をはじめ各種制度について差異が生じないよう調整する。

3 会計については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。上水道会計については、合併時に新市事業計画に基づき統合する。また、平田市の簡易水道会計については、合併時に企業会計から切り離すよう調整する。

資産については、合併時に2市1町の上水道事業資産（固定・流動）は、全て新市に引き継ぐよう調整する。

4 水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に料金体系（口径別による料金体系を含む。）を検討し、新統一料金を設定する。

メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

いずれも合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

- 5 加入金・分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に見直し、新加入金・分担金を設定する。

合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

- 6 他会計繰入金等については、繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

議案第 57 号

各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いについて
（協議第49号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いのうち、簡易水道事業については、次のとおりとする。

- 1 簡易水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。また、大田市への分水は、合併後も継続するよう調整する。
合併時に、2市5町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。
- 2 会計については、合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。具体的な業務の執行については、合併時に出雲市の例により、新市水道局が受託業務として行うよう調整する。
- 3 水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。
メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。
- 4 加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。なお、湖陵町の施設分担金については、廃止の決定以前に賦課の決定をしたものについては、従前のとおりとする。
- 5 他会計繰入金等については、繰出基準による繰入金並びに繰出基準

以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

議案第 58 号

各種事務事業（上下水道関係その3）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その3）の取扱いについて
（協議第50号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その3）の取扱いのうち、工業用水道事業については、次のとおりとする。

- 1 工業用水道事業については、新市の誘致企業政策との調整を図った上で、合併時に、斐川町・宍道町水道企業団から分離して、新市において引き継ぎ、事業の実施にあたっては、斐川町・宍道町水道企業団に委託する方向で調整する。

議案第 59 号

各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いについて
（協議第 51 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いのうち、事業費補助金等については、次のとおりとする。

- 1 佐田町簡易水道給水装置事業費補助金については、合併時は現行のとおりとし、2 年を目途に廃止の方向で調整する。
- 2 飲料水安定確保対策事業については、県単独の補助事業であり適用期間は平成 17 年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。
- 3 水道使用料差額補助については、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。

議案第 32 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

議会議員の定数及び任期の取扱いについて【継続協議】
(協議第 8 号 新市議会制度検討小委員会付託)

合併協定項目 9 . 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、新市の議会議員の定数は、31 人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 1 項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の定数は、41 人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第 15 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、合併前の全ての関係市町の区域ごとに選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、次のとおりとする。

出雲市の区域	18 人
平田市の区域	7 人
斐川町の区域	6 人
佐田町の区域	2 人
多伎町の区域	2 人
湖陵町の区域	2 人
大社町の区域	4 人

消防、救急の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

消防、救急の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

合併協定項目 16 . 消防、救急の取扱いについては、次のとおりとする。

1 消防本部庁舎の位置

消防本部庁舎の位置は、出雲市渡橋町 2 5 3 番地 1（出雲市外 4 町広域消防組合消防本部の庁舎）とする。なお、平田市消防本部庁舎並びに大社町消防本部庁舎は、それぞれ消防署庁舎とする。

2 組織機構等

組織機構については、消防本部は合併時に統合し、消防署は住民の混乱や安全確保の低下を招かないため、現行のとおり移行し、1 本部、3 消防署、3 分署体制とする。ただし、新市において、各署の災害発生状況や高速道路等の整備状況に基づき、人員の適正配置に配慮しつつ、均衡のとれた消防組織について検討する。なお、東部分署については、消防、救急出場回数が非常に多いことから、平成 17 年度から消防署へ移行し、人員体制及び車両等の機能強化を図る。また、出場計画については、消防活動の一体性を図るため、合併時に統一する。

3 119 番受信及び通信指令

119 番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために 3 消防署間をホットライン（NTT 専用回線）で結ぶことにより連携を図る。なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外 4 町広域消防組合のシステムに統一する。

4 消防団の組織

消防団については、合併時に統合する。なお、組織については当面

現行のとおりとし、新市において適正な組織体制を検討する。

参考資料：別添のとおり

協議第 53 号

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 電車

交通政策（電車）については、「一畑電車沿線地域対策協議会」における検討結果に基づき、新市において、経営形態、運行形態及び公的支援のあり方について検討する。

2 バス

交通政策（バス）については、住民の移動手段としての生活路線バス運行は必要不可欠であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、住民のニーズ、運行形態、料金設定等について十分検討し、路線網等の総合的な調整を図るよう努める。

3 飛行機、空港

交通政策（飛行機、空港）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲空港の利用促進及び整備拡充の実現に努める。

4 J R

交通政策（J R）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 港湾

交通政策（港湾）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進に努める。

参考資料：別添のとおり

協議第 54 号

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 男女共同参画条例

男女共同参画に係る条例については、「男女共同参画による出雲市まちづくり条例」、「平田市男女共同参画基本条例」を参考に、新市において住民参画のもとで速やかに制定する。

2 男女共同参画施設

男女共同参画に係る施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、施設の運営形態及び事業については、新市において調整する。

参考資料：別添のとおり

協議第 55 号

各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについて
（第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 環境団体等への助成
現行のとおり新市に引き継ぐ。
新市において、環境団体の新たな支援制度を策定する。
- 2 環境衛生組合補助金
現行のとおり新市に引き継ぐ。
今後とも、地域の環境問題やごみ問題への取り組みには市民の協力が不可欠であり、行政と市民のパイプ役としての組織が必要である。そうした組織や助成制度のあり方について、現行の出雲市環境衛生組合を含め、新市において検討する。
- 3 共同墓地の使用料等
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 火葬場施設使用料
出雲市の例により合併時に統一する。
- 5 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料
現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり

各種事務事業（生涯学習関係その１）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（生涯学習関係その１）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（生涯学習関係その１）の取扱いのうち図書館事業については、次のとおりとする。

1 図書館

現行のとおり新市に引き継ぎ、既設館及び今後整備される図書館を含め、1 つの図書館に中央館的機能を持たせながら、各館のネットワーク化を図る。

また、現在の公民館内に設置されている 2 施設については、地域住民サービスの向上の面から図書館としての機能の拡充を図るよう新市において検討する。

2 運営形態

運営形態は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民に対してより良いサービスが提供できるよう新市において調整する。

3 開館時間

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において合併後 3 年を目途に以下のとおり統一する方向で調整する。

平日 : 10 時 ~ 19 時

土曜・日曜・祝日 : 10 時 ~ 18 時

ただし、公民館内に設置されている 2 施設については、その施設の都合を考慮する。

4 休館日

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 図書館協議会

各館に図書館協議会を設け、地域利用者の幅広い意見を聞く機会を設ける。

参考資料：別添のとおり

各種事務事業（観光商工関係その3）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（観光商工関係その3）の取扱いについて
（第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（観光商工関係その3）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 商工会議所・商工会の取扱い

2市5町には、2つの商工会議所と5つの商工会があり、一本化が望ましく、そのための調整に努める。なお、県が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みの一つとして、円滑に進展するよう調整に努める。商工会議所・商工会補助金については、引き続き交付することとし、新市において、事業内容等を精査し調整する。

2 中小企業金融対策

各市町独自の制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たな制度を創設するよう調整する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおり引き継ぐ。信用保証協会への資金の拠出方法については、合併時までに県信用保証協会と調整を行う。

3 中心市街地活性化基本計画

それぞれの基本計画及びTMO機関は、そのまま新市に引き継ぐ。

4 工業団地・新ビジネスパーク

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 企業誘致に関わる優遇制度

用地取得費に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぐ。固定資産税に関する優遇措置については、合併時に、斐川町の制度を基に新たな制度を設ける。IT関連企業立地促進助成については、新

市において出雲市の制度を基に新たな制度を設ける。平田市の環境保全、斐川町の緑化環境整備・福利厚生施設助成については、現行の制度を引き継ぐ。

6 新ビジネス創業支援補助金

出雲市及び平田市の制度を基に、新市において新たな制度を設ける。

7 起業家支援・企業化支援センター・貸工場

斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。

8 商工振興補助事業

市町独自の補助事業については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。県の補助制度に基づく補助事業については、現行のとおり引き継ぎ統一する。

9 勤労者金融対策

資金預託制度は、合併後統一し、預託額については、新市において調整する。

10 労働者福祉協議会補助

現行のとおり補助制度を引き継ぎ、労働者福祉協議会が一本化されるよう調整に努める。

11 島根県東部勤労者共済会

新市においても引き続き加入するよう調整する。

12 雇用対策事業

平田市雇用創出及び産業振興助成については、平成 17 年 3 月 31 日まで現行のとおり引き継ぎ、雇用に関する助成制度については、平田市の例を基に、新市において検討する。

参考資料：別添のとおり

協議第 58 号

各種事務事業（建設関係その2）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（建設関係その2）の取扱いについて
（第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（建設関係その2）については、次のとおりとする。

1 道路の整備方針及び計画

現行のとおり新市に引き継ぎ実施し、新市において新市建設計画との整合を図りながら、合併後3年を目途に新たな計画を策定する。

他事業に関連する道路整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 市道・町道の整備基準

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に平坦部、山間部等地域の実情にあわせて統一した基準を設ける。

3 港湾の占用料、使用料条例

合併時に多伎町の例により新市に引き継ぎ、料金については、島根県港湾施設条例の「甲港湾」の料金を準用する。

参考資料：別添のとおり

協議第 59 号

各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて
(第 3 小委員会付託)

合併協定項目 24 . 各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 特定行政庁の設置

合併時に組織の充実を図り、出雲市の例により、本庁で一括して建築確認申請の受付、審査等を行う。

2 景観条例

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例を基に、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、新市景観条例を制定する。

緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年を目途に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。

3 築地松保全事業

新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。
斐川町の築地松保全助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年を目途に斐川町の例を基に、新たに制度化する。

参考資料：別添のとおり

各種事務事業（上下水道関係その5）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その5）の取扱いについて
（第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その5）の取扱いのうち、上水道事業については、次のとおりとする。

- 1 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料
合併時に、出雲市・平田市の例により統一する。なお、平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料及び消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。
- 2 水道未普及地域解消事業
平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。
- 3 配水管布設工事負担金
合併時に、出雲市の例により統一する。

参考資料：別添のとおり

各種事務事業（上下水道関係その6）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その6）の取扱いについて
（第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その6）の取扱いのうち、簡易水道事業については、次のとおりとする。

1 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

設計審査手数料は、合併時に_{出雲市、平田市及び湖陵町（新設）の}例により統一する。平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町及び多伎町の検査手数料、多伎町の設計手数料及び開栓・閉栓・廃止手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料並びに斐川町、佐田町及び大社町の消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

給水装置工事事業者指定手数料は、合併時に_{出雲市、平田市、佐田町及び多伎町、湖陵町の新規分の例により統一し、多伎町の更新分については、合併時に廃止の方向で調整する。}

2 水道未普及地域解消事業

合併時にすでに実施中のものは、現行のとおりとし、合併後実施するものについては、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

3 配水管布設工事負担金

合併時に_{出雲市の例により統一する。}

参考資料：別添のとおり

各種事務事業（上下水道関係その7）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その7）の取扱いについて
（第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その7）の取扱いのうち、下水道事業については、次のとおりとする。

1 整備方針

新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率（平成22年65%）を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。

2 公共下水道基本計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。

3 農（漁）業集落排水事業計画

合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け、事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後2年を目途に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。

4 生活排水対策推進計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可

外の区域での整備計画を策定するよう調整する。

5 特別会計繰入金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり

協議第 63 号

各種事務事業（上下水道関係その 8）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 9 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その 8）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（上下水道関係その 8）の取扱いのうち、公共下水道事業については、次のとおりとする。

1 受益者負担金の額と徴収猶予

合併時までに供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。

2 受益者負担金の前納と報奨金制度

平成 16 年度までに賦課を決定したのものについては、現行のとおりとし、平成 17 年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。

3 使用料

合併時は、現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。

参考資料：別添のとおり

各種事務事業（上下水道関係その9）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その9）の取扱いについて
（第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その9）の取扱いのうち、農（漁）業集落排水事業については、次のとおりとする。

1 受益者分担金の額

建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。
受益者分担金の徴収猶予等については、合併時に出雲市の例により統一するよう調整する。

2 受益者分担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したのものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、平田市の事業実施中の地区は現行のとおりとする。

3 使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整する。

4 農業集落排水事業排水設備工事資金助成

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。

参考資料：別添のとおり

各種事務事業（上下水道関係その10）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年9月13日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その10）の取扱いについて
（第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その10）の取扱いのうち、合併処理浄化槽事業については、次のとおりとする。

- 1 合併処理浄化槽設置事業費補助金
合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。
- 2 合併処理浄化槽維持管理補助金
合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。
- 3 市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額
合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。
- 4 市町村設置型合併処理浄化槽使用料
合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

参考資料：別添のとおり